



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（青少年・児童家庭課） 1
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 村営土地改良事業施行の適当の決定・2件（村づくり計画課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 4
- 伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（南部土木事務所） 7

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員（病院事務職）選考採用試験の実施 8

告 示

沖縄県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成21年 7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 保育士登録手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

沖縄県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった比嘉地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成21年7月21日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成21年8月3日から同月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、恩納村長から協議のあった仲泊地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成21年7月21日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成21年8月3日から同月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 恩納村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南大東村長から協議のあった北第4地区土地改良事業（農用地保全・区画整理）の施行について、平成21年7月21日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成21年8月3日から同月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第404号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、北谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成21年7月31日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 37号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	うるま市与那城屋慶名530番1から うるま市与那城屋慶名1631番4まで	5.2m ~ 13.5m	1,113.5m
新	うるま市与那城屋慶名530番1から うるま市与那城屋慶名1631番4まで	11.0m ~ 18.1m	1,113.5m

沖縄県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成21年7月31日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 37号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字具志川699番1から うるま市字具志川1104番地先まで	5.7m ~ 10.1m	1,008.0m
新	うるま市字具志川699番1から うるま市字具志川1104番地先まで	9.5m ~ 15.4m	1,008.0m

沖縄県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年9月24日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）

沖縄県告示第408号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、名護市宇茂佐第二土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

理事でなくなった者の氏名及び住所

氏名	住所
荻堂盛充	西原町字我謝8番地の50

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー泡瀬店 沖縄市比屋根二丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ダイエー 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 代表取締役 西見徹
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成21年7月31日から同年8月31日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年6月26日
(2) 商号名 株式会社南企開発
(3) 代表者名 砂川孝三郎
(4) 所在地 宮古島市平良字下里3107番地166
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第7157号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 有限会社諸見里造園
(3) 代表者名 諸見里真樹
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字後原1197番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第11068号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 芳政建設
(3) 代表者名 下地芳政
(4) 所在地 石垣市字登野城830番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第4216号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 有限会社丸宮建設
(3) 代表者名 宮国健司
(4) 所在地 宮古島市平良字久貝1047番地の22
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第2807号、沖縄県知事 許可（般-19）第2807号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 饒波建設工業
(3) 代表者名 饒波正治

- (4) 所在地 国頭郡本部町字東486番地の2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第7602号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 商号名 有限会社大史建設
- (3) 代表者名 大石根幸光
- (4) 所在地 沖縄市字池原五丁目3番20号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16) 第10697号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 商号名 有限会社昌松組
- (3) 代表者名 又吉直彦
- (4) 所在地 名護市宮里七丁目3番14号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19) 第1920号、沖縄県知事 許可(般-19) 第1920号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 商号名 山内工業
- (3) 代表者名 山内哲也
- (4) 所在地 那覇市首里石嶺町2丁目142番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第10851号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月9日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 商号名 有限会社トライ建設
- (3) 代表者名 山口郁子
- (4) 所在地 うるま市字高江洲977番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第10896号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
- (2) 商号名 株式会社前田開発
- (3) 代表者名 前田孟
- (4) 所在地 中頭郡北中城村字喜舎場277番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20) 第8096号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成21年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工

事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 11(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 徳村組
(3) 代表者名 徳村忠夫
(4) 所在地 糸満市字喜屋武153番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第3670号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 株式会社我喜屋建設
(3) 代表者名 我喜屋宗敬
(4) 所在地 名護市大北五丁目8番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第1614号、沖縄県知事 許可(般-17)第1614号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成21年7月7日
(2) 商号名 有限会社千代田開発
(3) 代表者名 砂川勝義
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1129番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第6527号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成21年7月15日
(2) 商号名 合資会社沖縄アルミ
(3) 代表者名 玉城豊久
(4) 所在地 浦添市港川二丁目11番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第2732号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成21年7月15日
(2) 商号名 有限会社タマキ硝子店
(3) 代表者名 玉城豊久
(4) 所在地 那覇市安里1丁目8番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第1915号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成21年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により平成20年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により縦覧に供する。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県

- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
 - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
 - オ 宮古島市建設部伊良部建設室（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6256
 - (2) 期間及び時間 平成21年7月31日から同年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 6 この公告及び縦覧に関する問い合わせ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地の2 電話番号0980-73-9111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年7月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月19日 沖縄県指令士第925号、平成21年7月17日 沖縄県指令士第704号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安233番1及び233番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井眞291番地 新栄マンション301 大城猛
- 5 検査済証番号 平成21年7月21日 第2730号
- 6 工事完了年月日 平成21年7月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年7月31日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年1月7日 沖縄県指令南土第6号、平成20年8月12日 沖縄県指令南土第875号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字国場前原303番1 ほか5筆
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路、緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場6番地 嘉数清実

- 5 検査済証番号 平成21年 6月29日 N第167号
- 6 工事完了年月日 平成21年 3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年 7月31日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 1月28日 沖縄県指令南土第76号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字嶺井20番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町 2丁目248番地 上里勝
- 5 検査済証番号 平成21年 7月 8日 N第168号
- 6 工事完了年月日 平成21年 6月30日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員（病院事務職）選考採用試験を次のとおり行います。

平成21年 7月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 知 念 清

- 1 採用職種、採用予定年月日、採用予定数等

採用職種	採用予定年月日	採用予定数	職務内容	勤務箇所
病院事務	平成22年 4月 1日	若干名	病院の経営・企画・管理業務	県立病院（6箇所）

- 2 応募資格

(1) 年齢及び職歴 昭和25年 4月 2日以降に生まれた者（満60歳未満）で、民間企業等での事務経験年数が12年以上あり、以下のいずれかに該当するもの

ア 民間病院等において病院経営又は病院運営に携わった経験を有する者

イ 医療事務関係の企業等に勤務し、医療事務の知識、病院経営の管理・監督及び企画立案の知識を有する者

ウ 金融機関、経営コンサルティング、その他の民間企業等に勤務し、病院経営の管理・監督及び企画立案について経験又は知識を有する者

エ その他、上記ア～ウと同等の経歴を有すると思われる者

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 3 試験の内容及び日時、場所

試験区分	試験の内容	試験日時	試験会場
一次選考 （書類審査）	提出された書類に基づき、応募資格に合致した要件を具備しているか、採用職種に相応しい経歴か、応募論文が優れているかどうかなどについて審査しま	申込書類により審査 申込締切日 平成21年 8月 31日（月曜日） ※申込期間は後掲	—

	す。	し	ろ
二次選考 (面接審査)	病院事務への適格性、職務遂行能力等をみるために個別面接を行います。	平成21年10月中旬 ※一次選考合格者あて別途通知します。	沖縄県庁舎(那覇市) 都道府県会館 (東京都千代田区平河町)

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課(沖縄県庁舎4階) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話098(866)2832(直通)
- (2) 申込期間 平成21年8月3日(月曜日)から同月31日(月曜日)まで
- (3) 申込方法 下記の申込書類を(1)の申込先へ(2)の期間内に郵送又は直接持参のこと。
 ※ 上記申込先へ直接持参の場合は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分の間で受け付けます。
 ※ 郵送による申込の場合は「病院事業局職員採用試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にして下さい。平成21年8月31日(月曜日)の消印のあるものまで受け付けます。

(4) 申込書類

- ア 選考採用試験申込書
- イ 自己アピール(様式、枚数自由)
- ウ 被保険者記録照会回答書(職歴確認用。最寄りの社会保険事務所にて取り寄せてください。)
- エ 応募論文
- オ 50円切手を貼ったはがき(表あて名に一次選考結果の通知先、氏名をあらかじめ記入のこと)
- ※ 二次選考受験者は所定の健康診断書により健康診断を受診し、身分証明書(本籍地市町村発行)と併せて二次選考当日に持参、提出のこと。健康診断書様式は一次選考合格者あてに別途送付します。

- (5) 募集要項の配布 申込書様式や応募論文の課題等を記載した試験募集要項は平成21年8月3日(月曜日)から同月31日(月曜日)までの間、県立病院課、各県立病院課総務課、沖縄県ホームページほかにおいて配布します。

5 合格発表

- (1) 一次選考結果 平成21年9月17日(木曜日)(予定)に、県庁正門掲示板や各県立病院内での掲示及び沖縄県病院事業局ホームページに掲載するほか合格者に通知します。なお、合格者には併せて二次選考の日時、場所及び提出書類(身分証明書、健康診断書)を通知します。
- (2) 二次選考結果 平成21年11月下旬に県庁正門掲示板や各県立病院内での掲示及び沖縄県病院事業局ホームページに掲載するほか合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 二次選考合格者は平成21年沖縄県病院事業局職員(病院事務職)選考採用候補者名簿に登載され、原則として平成22年4月に採用されます。
- (2) 提出された職歴資料及び論文その他は合否の別にかかわらず返却しません。

7 採用条件

- (1) 採用時の役職 沖縄県病院事業局専任職員として採用し、役職は各人の経歴に応じて決定します。
- (2) 給与 沖縄県病院事業企業職員給与規程に基づいて、下記の給与が支給されます。
 ア 給料 給料月額は民間企業等での勤務年数に応じて決定されます。
 例) 大卒で民間企業等での勤務年数が12年の場合、給料月額は237,700円です。(概ねの額であり、職務経験の内容に応じて支給額が加算される場合があります。)
 イ 手当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当
 ※ 沖縄県病院事業局では、財政状況等が厳しいことを受け、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給料月額3パーセントと期末手当及び期末勤勉手当の2パーセントを減額して支給する給与特例措置を講じています。
- (3) 条件付採用 採用は当初、条件附のものとし、採用後、原則として6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとします。
- (4) その他 県立病院については、平成21年6月に策定された「県立病院のあり方に関する基本構想」において、地方独立行政法人へ移行する可能性が示されています。移行した場合は職員の身分等については地方独立行政法人法の規定が適用されることとなります。(同構想については沖縄県福祉保健部医務

課のホームページに掲載されています。)

- 8 問い合わせ先 その他、不明の点は沖縄県病院事業局県立病院課総務人事班（電話098(866)2832）へお問い合わせください。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---